

## つくば市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正の概要

### 1 改正理由

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の関係法令の一部改正等に対応するために、所要の改正を行うもの。

### 2 主な改正内容

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改める。

第3条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

### 3 施行日

令和8年4月1日から、もしくは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行の日からとする。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日からとする。